

大学誘致にかかわる事務監査を求める署名…今どうなっちゃう？

参加のご案内

監査結果についての報告会を開きます

日時：11月8日(土) 13:30~15:30

場所：しまんとぴあ 第2スタジオ

四万十市を清き流れにもどす会 代表：岩瀬 幸吉

連絡先：渡辺 晶弘 (080-5147-3809)

★「事務監査結果…いまだ真相は闇の中」★

真相解明の検証を求め、今私たちのなすべきことは！

文科省の審査意見は「是正通知」

(R4.8.23) 文科省の大学設置審議会は法人の認可申請に対して「認可の**補正通知**」ではなく、「不認可の**是正通知**」だったのでは？

(R4.8.24) 市長室で大学法人学部長から報告を受けた。中平市長は「**是正項目ありの通知**を受けた」と議会で答弁。しかし副市長は「軽易な**補正通知**を受けた」と答弁。しかも法人との会合の**公文書**は残していない…馬鹿な！

(R4.9.5) 9月議会 旧下田中学校改修工事の**契約承認先議**…R5.4月開学間に合わせるため(26号議案)…損害賠償発生

消えた8億円！…私たちは、このまま「うやむや」で終わらせたくはありません！大切な市民の税金なんです！

認可不可の見込み通知と再申請協議

(R4.10.17) 学生確保について文科省から認可不可の見込み通知を受け、R5.4月開学の認可申請を取り下げる…と市と法人が合意した。…裏面 **注1**を参照

(R4.10.27) 再チャレンジについて学校法人と協議。…裏面 **注1**を参照

(R4.11.22) 市長、看護大学誘致断念を発表。

事務監査請求

(R7.3.3) **1593人**の事務監査請求の賛同署名を提出。

(R7.4.4) 監査事務局長から12項目の監査内容について確認の通知。

(R7.4.30) 同上の確認に対し、会から回答。

(R7.7.29) 事務監査の結果通知あり。

- ① 四万十市監査委員会による監査の限界について
- ② R7年、9月議会の審議内容について
- ③ 四万十市と学校法人相互の訴訟について

詳しくは裏に！

① 四万十市監査委員会による監査の限界について

事務監査 結果について

1、監査委員会による総評

…一連の事務執行に違法又は不当な点は認められず、執行機関による権限の逸脱や濫用はなかったと判断する。

しかしながら、本事務監査請求における有効署名数は1,593人で、法定必要署名数545人の3倍に近い署名があったことは真摯に受け止めなければならない。

→法の順守、リスク管理を怠り、市民の血税8億円を費消して誰も責任をとらず、これを擁護する監査委員会とは？

2、学生確保の見通しについて

これは学校法人の担当であり、市職員が文科省に「認可不可」の可能性があることを確認しなかったことで、適正な事務処理でなかったと指摘することは、職員を過度に委縮させることにつながる。

→学生確保は困難との議会での指摘もあり、市民からも危険性が指摘されていたのに、これを無視した市幹部職員や賛成議員さんたちを擁護しますか？

3、文科省の審査意見の通知について

8月23日、24日の文科省の審査意見は、9月5日の議会での契約承認先議において重要な判断材料になりえた。しかし文科省OBである学校法人の職員から簡易な補正なので再申請すれば問題ない…との報告を受けた際、相手を疑うような行為はし難いと判断する。これにより公文書が不存在になっていることを不適正な事務執行とは認められない。

→文科省の審査意見は大学誘致の一番の山場です。これを「重大な報告」と受け止められず、公文書の不存在を不適正と認めない市当局幹部と監査委員の資格を疑います。

② R7年、9月議会の審議内容について

R7年 9月議会について

R7年9月議会

複数の議員の大学誘致の質問に対し、市職員も副市長も、のらりくらりと答弁をかわし、真相は明らかならず…山下市長も裁判の結果を待ち、「大学誘致の検証」は行わないと表明。

→外部監査委員会の設置と、第三者委員会による「検証」が必要ですね。
議会は「検証」しないの？

③ 四万十市と学校法人相互の訴訟について

訴訟問題について

- (R7.5.12) 市が学校法人へ補助金返還・損害賠償計7.1億円を求めて訴状提出。 → 学校法人も市を反訴(R7.)
- (R7.5.14) 京都看護大学が「四万十市からの訴訟提起に関する本法人の見解」を発表 … **注1** 以下参照
<https://www.kyotokango.ac.jp/topics/16450/>

→ **注1**によると、法人は一度取り下げた認可申請を翌年に再申請すると、四万十市と合意していた→これは市長公約に反しま



注1のQRコード

す。市長はR5.4月開校無くして、大学誘致は無い…と住民に言明していた。
※また法人によると、市長は返還や費用の弁済を求める訴訟等を行わないと約束していた…これが真実なら、法人との密約問題に発展し、議会や市民をたばかったことになるが…議会はどう動くの？ そして真実は？